

令和2年4月24日

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟
会 長 安道 光二 様

日本学生ソフトテニス連盟
会 長 小原 信幸

貴連盟から頂きました「照会事項」について、すでに一部資料等はお届けしておりましたが、今般回答書を作成して理事会承認を得ましたので同封の上ご送付申し上げます。
宜しくご査収方お願い申し上げます。

今後ともご指導賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。

照会事項に対する回答

令和2年4月24日

日本学生ソフトテニス連盟

会長 小原 信幸

日本学生ソフトテニス連盟（以下、「日本学連」と呼ぶ）はこれまで、第62回東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会（以下、「本大会」と呼ぶ）において不正試合が行われたとの報を受けた後、2019年7月28日に（その時点において不正試合への関与が判明していた）競技者に聴聞を行い、さらに、同年9月19日に暫定処分の対象者31名（自ら出場自粛している者も含む）に対して（暫定処分の解除時期を決するために）あらためての聴聞会を開催した（その結果、かかる暫定処分は同年9月20日に解除されている）。

その上で、不正試合の実態を解明するとともに、その原因を究明し、再発防止策を策定するために、関係者からのヒアリング等の調査を開始するべく、ヒアリング対象者との間においてヒアリングの日程調整に入った。しかし、大学の授業や秋に多々開催される競技大会の日程等の事情により日程調整は難航し、実際に関係者からのヒアリングが開始されるに至ったのは同年11月下旬からとなった。もっとも、その後にはヒアリングは順調に進み、2020年1月下旬をもって完了した。

そして、日本学連は、かかるヒアリング結果を基礎に2020年1月28日に不正試合の実態解明・原因究明・再発防止策について理事会として公表し、また、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下、「日本連盟」と呼ぶ）にも同内容を報告した。

以下においては、上記のように日本連盟に報告した内容につき、日本連盟からいただいた「照会事項」に沿う形で整理するとともに、同内容に盛り込まれていなかった事項についても補足する形で、回答を行うこととする。（なお、この間、規約等資料については既に日本連盟に提出し、また、日本連盟からの2回のご下問に対してそれぞれ回答書を提出している。）

第1 本件不正試合の発生について

- 1 当連盟に寄せられている情報及び選手に対する聴取の結果によると、東日本学生ソフトテニス連盟（以下「東日本学連」と略記）及び関東学生ソフトテニス連盟（以下「関東学連」と略記）のシングルス選手権大会においては、今回発覚した手法と同様の手法による不正試合が数年前から多発していた、との陳述がなされている。
貴連盟においてその真相を調査してご回答下されたい。

関東学生ソフトテニス連盟のシングルス選手権大会においても同様な不祥事が残念ながら行われていたことが判明したが、その詳細については依然として調査中である。

東日本学生ソフトテニス選手権大会においては、近年、団体戦、シングルス戦、ダブルス戦の順に競技会が開催されており、シングルスを専門とする競技者ではなくても、通常、団体戦とダブルス戦には出場するため、その間に開催されるシングルス戦にも特段の事情のない限り出場していた。

千葉県白子町における会場に関しては、センターコート以外のコートについては様々な場所に散在する形になっており、各大学の監督やコーチのほとんどが団体戦の後には会場を後にしているという状況の下、センターコート以外のコートにおいては、監督やコーチといった「大人」の目が届かないという状況となっていた（他の地域で開催する場合には、地元県連等に協力をお願いしていたが、近年の白子町での会場ではその実績はなかった）。また、連続して使用されていたこともあり、競技者が立地につき熟知している会場でもあった。

かかる状況の下、上述した「ドロー会」での恣意的な編成により、高校レベルでの幾つかの強豪校ごとにその出身者が対戦相手として集められており、それらの者、特に男子の競技者によって、本大会に至るまでの（少なくとも）数年間においては、不正試合が行われることが常態化していた、とされている。

不正試合の内容としては、例えば、シングルス戦なのにダブルス戦を行う、ゲームごとに登録している競技者以外の競技者が交代で試合を行う、ジャンケンやオセロによって勝敗を決めるといったものであった。かかる行為は客観的には「不正」と評価せざるを得ない行為であったが、しかし、当事者の主観的認識は「悪ふざけ」といった程度のものであり、そこには気心のしれた高校時代の仲間が久しぶりに集まったことによる気分の高揚も手伝っていた。

そして、東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会においてかかる不正試合を行うことは、本大会に至るまでの（少なくとも）数年間においては、一部の者たちの間では、高校時代の先輩・後輩関係を通じて暗黙の了解として引き継がれてきていた。

もっとも、そのような暗黙の了解を知らずに、上記の者たちの対戦相手となってしまったが故に、本大会において不正試合を行ってしまった者も存在した。しかし、不正試合を申し込まれた時にこれを瞬時に断る、あるいは、不正試合の形式で試合が始まってしまった時にその問題を指摘して試合続行を拒否することも可能であったのであり、そうであるにもかかわらず不正試合を行ったことについては、誘ってきた相手が実力者や上級生であった可能性を勘案したとしても、責任がないと言うことはできない。また、審判員についても、その役割・権限からすれば当然に制止すべきであったのであり、責任を免れることはできない。

2 貴連盟の調査においては、本件大会の対戦組み合わせ表（ドロー）の作成につき、その組み合わせが不自然に、意図的に作成されていること、並びにそのことが本件不正試合の多発に影響する因果関係があるものと推定されるが、これにつき、貴連盟の報告には何ら含まれておらず、また被処分選手の中にこれを原因として処置・処分された選手は見当たらない。

本大会の対戦組み合わせ表（ドロー）作成者を貴学連の調査対象から外した理由

本大会の対戦組み合わせ表作成者の氏名及び所属（大学、組織等）及びその選出機関名（委員会等）及び構成員氏名と所属（大学、組織等）を回答されたい。

暫定処分の前に行われた聴聞の段階では、不正試合と「ドロー会」との関係の詳細は明らかになってい

なかった。また、暫定処分の解除時期を決するために開催された聴聞会は、(自ら出場自粛している者も含む) 暫定処分の対象者 31 名が対象であったため、(暫定処分の対象ではなかった)「ドロー」の作成に関与しただけの者は当然に含まれていない。

しかし、その後の不正試合の実態説明・原因究明・再発防止策のためのヒアリングにおいては、「ドロー」作成に関与しただけの者も対象とされている。

なお、本大会の対戦組み合わせ表作成者の氏名及び所属(大学、組織等)及びその選出機関名(委員会等)及び構成員氏名と所属(大学、組織等)については、別紙1の通りである。

3 貴連盟の報告書を通覧したところ、「不正試合実行者及びその審判」の判明者に対して、「暫定処置」及至「暫定処分」名下に「令和元年(2019年)全国学生ソフトテニス選手権大会の出場禁止(停止)処分を行った」旨の報告があるが、その「暫定処置」及至「暫定処分」については、処置・処分の権限と根拠(規程等)と必要性等の詳細について報告がなく、また提出された資料によっても調査された形跡も見当たらない。下記の事項について調査して回答されたい。

A 処置・処分者が、東日本学連と日本学生ソフトテニス連盟(以下「日本学連」と略記)によるものがあるとの情報を受けている。

上記両学連が処置及至処分した選手名と処置・処分の月日を学連別に報告されたい。

B 上記の暫定処分及至暫定処置をした両学連は、何れも選手(学生)本人に対して文書による処置・処分を通告したものと認められる資料が存在しない。処分・処置の通知として如何なる処置を、誰に対して通達したか、その通達内容を報告されたい(通告文書の控えの写しも提出されたい)。

C 両学連共に、本件の選手(学生)を処分(処置)した権限の根拠、処分・処置を審議し決定した機関、決定日、通達日、その決定に際して当該選手に対して事実を確認した月日及び場所。(何れも資料として規約等法的根拠をその適用理由の説明を添えて提出されたい)

ABについては既に日本連盟に対して報告・HPに掲載し、経過はCに記載の通りである。別紙2, 3対象者一覧を添付する。

Cについては、(別団体である)東日本学生ソフトテニス連盟(以下「東日本学連」と呼ぶ。)に関しては、日本学連は、東日本学連から次の通り報告を受けた。

本件判明後、緊急の対応をするため、会長権限に基づき、会長・理事長会を設けて東日本学連会長と理事長が本件の調査および処理に当たることとされた。(日本学連規約第18条1.「東日本学生ソフトテニス連盟大会規約」第5条「大会会長は大会を統括する。申込み選手の変更、選手資格の審査、棄権および組み替えの処理、会場の変更、競技中止、成績順位等を決定するとともに必要に応じ選手に競技上における注意を与える。」)

当初判明したA大学選手対B大学選手との対戦に関係した4名の選手について7月18日、その後に通報を受けて大学部指導者への調査を経て判明した13名(計17名)の選手について7月20日、シングルス部を失格、優勝者は優勝記録を取消とする処分(東日本学連大会規定第32条「競技者が作為的に本規定及び大会要綱に違反を犯した事はその発見された時において右の者、又はその所属チームを失格にし、獲得した一切の地位を失う。違反がその本人だけの作為による場合は向こう一カ

年間の大会の出場資格を失うものとする。)) が決まり、選手および所属大学監督に宛てた処分書「令和元年度東日本学生ソフトテニス大会シングルス選手権における選手のルール違反に対する処分について」が各大学部に通知された。氏名を除いた処分内容が日本学連HPに公表された。

日本学連に関しては、「日本学生ソフトテニス連盟大会規定」20条において「本大会規定により解決できない事態が発生した場合は、理事会で協議し決定する。」との定めがある。その上で、不正試合を行った可能性がある者が（日本学連主催による）全日本学生ソフトテニス大会（以下、「インカレ」と呼ぶ）に出場してしまうという「本大会規定により解決できない事態」に直面した日本学連の理事会は、2019年7月28日に、その段階において関与が疑われる競技者に対して日本連盟会議室において聴取を行った。

そこで明らかになった不正行為については、それが実際に行われたのであれば、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神に明らかに反するものであると言わざるを得ず、関与した対象選手に何らかの処分が課されることが十分に予測できた。そのため、インカレが控えているという状況の下、もしも後になって最終処分が確定し、その違反登録会員の資格・出場が遡って停止された場合、既に行われた競技大会の結果等に多大な影響が生じ、大きな混乱が発生することを防止することを避ける必要があるため、これらの者に日本学連主催の競技会への出場停止の暫定処分を課すことを、上記大会規定20条の他、学連規約18条7項5号に基づく権限の下、公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程5条4号または5号を準用する形で、理事会として決定した。

かかる暫定処分の内容は、同日に、各大学の部長・監督を通じて、文書をもって対象競技者らに通知された（なお、その後、上記の競技者以外の競技者からも不正試合への関与についての自己申告と競技会への出場自粛の申し出があり、これらの者を合わせると暫定処分の実質的な対象者は31名となった。他方で、かかる処分についての関係者からの問い合わせに対応するために、同年8月5日にも理事会が開催された）。また、かかる処分の内容は、同年9月19日の聴聞会においても、（自粛の申し出があった者も含めて）あらためて通知された。

- | |
|---|
| <p>4 貴連盟が本件事案の調査について「特別調査委員会」を選任し、その委員会に調査させた、との趣旨の報告を受けているが、これに関して下記の事項につき回答されたい。</p> <p>A 上記「特別調査委員会」を設置した根拠及び委員及び委員長の選任権限者と選任権限の根拠（規程等）、個々の委員の選任理由。</p> <p>B 上記委員会の権限とその根拠（規程等）。</p> |
|---|

「特別調査委員会」については、学連規約19条に基づく権限の下、2019年8月5日にこれを設置することが理事会において決定され、その人選については会長に一任された。その上で、以下のような委員の人選が行われ、その結果は同年8月20日までの間に理事間での稟議を経て、承認された（同年8月23日に日本学連のホームページにも公表されている）。

その役割は、第一に、日本学連の理事会が決定した暫定処分について（上記処分後に競技会への出場を自粛している競技者もいるためそれらの者も含めて対象とすることを前提に）暫定処分の妥当性および暫定処分を解除すべき期日につき、第二に、今回の不正試合についての実態解明、原因究明および再発防

止策につき、それぞれ調査を行って答申を作成することであり、それぞれにつき理事会に報告することが求められた。

委員の構成としては、(スイス・ローザンヌに本拠を置くスポーツ仲裁裁判所の仲裁人でもある)わが国のスポーツ法の権威の一人である早川吉尚・立教大学教授・弁護士を委員長とし、やはり大学法学部教授でスポーツ科学の専門家(但しソフトテニスに専門としない者)である谷釜尋徳・東洋大学教授を委員の一人とし、さらに、ソフトテニスの業界に精通した三人を委員として加えた(重田衛、中村雅美、武田博子)。

5 貴連盟の報告書等文書によると、東日本学連の本件についての処置・処分等対応について、日本学連が共同で取り組む事になった旨の記載がある。

東日本学連の主催大会における違反事実について、日本学連が処分する権限の根拠。

東日本学連が既に執行した処置及至処分を受けた選手(学生)に対して、日本学連が処置・処分をする権限の根拠。

につき何れも回答されたい。

東日本学連に所属する競技者は、同時に、日本学連に所属している。そして、かかる日本学連に所属する競技者で、直近の日本学連が主催する本大会で不正試合を行った可能性がある者が、(日本学連主催による)全日本学生ソフトテニス大会(以下、「インカレ」と呼ぶ)に出場してしまうという、日本学生ソフトテニス連盟大会規定 20 条が定める「本大会規定により解決できない事態」に、日本学連の理事会は直面した。そして、そこで明らかになった不正行為については、それが実際に行われたのであれば、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神に明らかに反するものであると言わざるを得ず、関与した対象選手に何らかの処分が課されることが十分に予測できた。そのため、インカレが控えているという状況の下、もしも後になって最終処分が確定し、その違反登録会員の資格・出場が遡って停止された場合、既に行われた競技大会の結果等に多大な影響が生じ、大きな混乱が発生することを防止することを避ける必要があるため、これらの者に日本学連主催の競技会への出場停止の暫定処分を課すことを、上記大会規定 20 条の他、学連規約 18 条 7 項 5 号に基づく権限の下、公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程 5 条 4 号または 5 号を準用する形で、理事会として決定した。

なお、「東日本学連が既に執行した処置及至処分」はあくまで本大会との関係のものである。これに対し、日本学連が行った暫定処分は、インカレとの関係で上記の事情を考慮したために発せられたものであり、その対象とする競技大会も処分の性質も異にしている。

6 本件不正試合の案件につき、各大学関係者、保護者等から、貴学連及び東日本学連の処置・処分に対する「異議申立」等不服申立及び不服、異論が提出されていることと史料されるが、これに対し貴学連は如何なる対応をしているのか。

少なくとも、書面の作成は不完全であっても、処分を受けた選手の大学の部長、監督、保護者から申し出た「異議申立」「要望」、文書の内容が「要望」の文書に対しては、両学連の本件処置及至処分の通達に、「異議（不服）申立方法」の記載がないのであるから、速やかに返答するなど対応すべきであると思料するが、貴学連のこれに対する判断、対応を回答されたい。

2019年7月28日に上述の暫定処分の決定を行った後、日本学連の理事会は、同年8月5日にさらに理事会を開催し、それまでに提出されていた「意見書」、「要望書」、「異議申立書」等への対応を協議した。その結果、直後にインカレが控えているという状況の下、もしも後になって最終処分が確定し、その違反登録会員の資格・出場が遡って停止された場合、既に行われた競技大会の結果等に多大な影響が生じ、大きな混乱が発生することを防止することを避ける必要性は依然として存在していたことから、かかる暫定処分を維持する旨を決定した。その旨は、様々な方法で、上記文書の提出者に伝えられた。

他方で、「異議（不服）申立方法」については、日本連盟の規定にも日本学連の規定にも明文の定めがないことから、上述した（スポーツ法の専門家を委員長とする）特別調査委員会に検討を要請した。その結果、その「第1回答申」において「当該決定に対するさらなる不服申立てが仮にあるとすれば、その不服申立て先は学連の上部団体である日本連盟である」との回答を得たため、かかる回答を含む当該「第1回答申」を理事会において承認した上で、日本学連のホームページにおいて広く公表した。

なお、上記の8月5日の対応以降、1名を除いては、さらに同趣旨の文書を提出してくる者はいなかった。ただ、かかる1名については、その質問を受領し、当該質問内容に関しては上記特別調査委員会に検討を要請した。その結果、得られた回答については、日本学連の理事会で確認・承認し、日本学連理事会から文書をもって同氏に回答した。

7 本件選手権大会のプログラム等資料によると、大会の「競技役員」は全員が学生、「大会役員」は殆どの者が社会人で構成されているものと見られる。「大会役員」「競技役員」は如何なる方法による選出で決定され、本件大会の執行に如何なる任務を負担しているのか。特に大会役員については役職毎に回答を求める。

なお、当連盟に申述した監督の中には、「学生だけに運営させることは無理があり、本件のように不祥事が発生する」との申述があったが、「大会役員」が多数選任されているので、常識的に考えると学生の競技役員を指導及至援助しているのではないかとも思料されるので、東日本学連関係者に調査して具体的に解答されたい。

東日本学連から、次の通り報告を受けた。

東日本学生ソフトテニス大会（本件シングルス選手権大会を含む）は、主催を東日本学連、共催を日本学連、主管を関東学連とし、大会役員および競技役員は、「東日本学生ソフトテニス連盟大会規約」第3条「大会には原則として次の大会役員を置きその運営にあたる。（以下略）」とされ、その選出については、

同「大会規定」2条が準用する「日本学生ソフトテニス連盟大会規定」第6条1ないし15項により、「大会役員」、「競技役員」の選出が定められている。（「1. 大会会長は本連盟会長とする。2. 大会副会長は本連盟副会長とする。（略）5. 大会委員長は本連盟理事長とする。（略）」。）大会の運営および役員の任務については、東日本学連「大会規約」第5条が定めている。大会会長の任務について、上記1に記述の通り、同「大会規約」第5条は大会を統括する権限を定めている。また大会運営は、主管である副会長（今回は関東学連会長）がその任に当たった。競技運営に当たる競技役員（学生）として、同「大会規約」第5条各号は、同3条の定める大会委員長（「役員の仕事を指揮監督すると共に大会を総体的に管理し大会運営に関する一切の責任を負う」）、大会副委員長以下、各種委員長と委員で事務を分掌させる旨を定め、大会プログラム記載の通り担当された。開会式および閉会式には、主管以外にも大会期間中に臨席可能な役員に案内がされて、来場した役員は来賓の接遇や式典進行等の指導、学生役員への公欠届や差し入れ等の支援に奉仕するところ、今回は、会期中の雨天予報のため、大会前日に理事長から、開会式を中止するため来場の必要がない事、および閉会式等の日程を臨機に変更する旨が、電話連絡された。本件の不正試合の発生が会長に報告されたのは、7月上旬であり、違反選手（日本代表を含む）への所属大学での緊急の対応が優先された結果初動の調査・対応に遅れがあったことは指摘されている。7月31日、東日本学連会長は、多数の違反者を出した引責として辞意を表明した。しかしながら、最高責任者として本件の原因究明、再発防止策等を図ってもらうため、東日本学連は会長職として保留している。

なお、監督・コーチといった「大人」の目が試合中も行き届いていれば、本大会で不正試合を行うことは実際には不可能であったと思われる。しかし、東日本学生ソフトテニス大会がここ数年に渡って開催されている千葉県白子町のテニスコートについては、センターコート以外のコートについては様々な場所に散在する形になっており、各大学の監督やコーチのほとんどが団体戦の後には会場を後にしているという状況の下、センターコート以外のコートにおいては、監督やコーチといった「大人」の目が届かないという状況となっていた。

この点は、本大会、さらには、それまでの少なくとも数年間において、東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会において不正試合が横行してしまった原因として指摘することができる。

8 不正試合を行った選手のうち、相当多数の者がルールに違反して試合を行った事実について、不正試合を行っている時点では、「不正行為」を行っている罪悪感を持っていなかった旨を陳述している。その理由として、上述した「入学時から行われていた」と言うこと以外に

「どうせ勝てない相手だから、ダブルスの試合で遊んだほうが楽しい」

「シングルスは、やりたくなかったが全員出なければならないことになっていたので（ジャンケンで勝敗を決めた。ダブルスの方が楽だからダブルスにした）」

との陳述が相当数あり、また或る監督は「シングルスの選手権大会は、当分開催しないでいただきたい」との見解を申述している。

これらの事実に照らすと、選手たちは「自己の意思に反して」及至「自己の望まない」シングルスの選手権大会に出場させられている可能性が推定される。

日本学連傘下の大会で、このような「選手が希望しない大会参加をさせている事実」について東日本学連及び日本学連が加盟各大学に対して、その所属選手をシングルス選手権大会に参加（エントリー）することを要求及至奨励させた事実の有無。選手がシングルス選手権大会において真摯に競技を競う意思がないにもかかわらず、エントリーしている理由。につき調査して報告されたい。

第一に指摘すべきは、一部の競技者において、東日本学生ソフトテニス大会は、他の主要競技大会には繋がらないが故に、重要度の低い大会であると認識されていたという点である。もともと、かつては全日本学生東西対抗戦が存在しており、そのために東日本側を代表する競技者を選抜するといった機能もあったようである。しかし、5年ほど前から全日本学生東西対抗戦が開催されなくなると、その機能も失われてしまい、特にシングルス戦に関しては、「本気で戦うだけの意味がない大会」と認識してしまう競技者も生じてしまっていたのであった。

第二に、このことは逆に言えば、団体戦やダブルス戦については、東日本学生ソフトテニス大会が「本気で戦うだけの意味がない大会」と理解されていたわけではないことを意味する。すなわち、複数の競技者で戦う団体戦、パートナーと戦うダブルス戦においては、勝敗は自分だけの問題ではない。加えて、大学の名誉をかけて戦うという側面を団体戦が有すること、ほとんどの競技者がダブルスを専門とする競技者であること（ソフトテニスにおいては、「2人のプレーヤーのコンビネーションの妙技」を競い合えるダブルス戦こそが、「花形」種目である）等から、団体戦やダブルス戦においては「本気で戦うだけの意味がない」と考える競技者はいなかった。しかし、シングルス戦については、勝敗の結果は自分だけの問題であり、また、ほとんどの競技者がシングルスを専門にしていない。このことが手伝って、主要競技大会には繋がらない重要度の低い東日本学生ソフトテニス大会のシングルス戦は「本気で戦うだけの意味がない大会」であるとの認識を持つ者が生じてしまった。

第三に、東日本学生ソフトテニス大会のシングルス戦は「本気で戦うだけの意味がない大会」であるとの認識を有しているのであれば、そもそもシングルス戦に出場しなければよいのではなからうか。しかし、東日本学生ソフトテニス大会においては、そのような競技者でもシングルス戦に出場せざるを得ないように、シングルス戦の順番が決められていた。すなわち、例えばインカレと比較すると、インカレでは、団体戦、ダブルス戦、シングルス戦の順番で試合が組まれている。そのため、シングルスを専門としない多くの競技者にとって、最後のシングルス戦は出場する必要がなく、実際にも、ダブルス戦終了後すぐに会場を後にする者も少なくはない。ところが、東日本学生ソフトテニス大会では、団体戦、シングルス戦、

ダブルス戦の順番で試合が組まれている。そのため、ダブルスを専門とする多くの競技者は、帰ることができない状況に置かれていた。そしてさらに、「会場にいるのであるから、ダブルスを専門とする競技者であったとしても、シングルス戦にも出場するように」といった強い働きかけも、指導者等からなされていたのであった。

このようにシングルスが中間日に配置変更された背景には、近時における日本連盟のシングルス強化策、そして、さらにその背後にあるソフトテニスの国際化を振興しようとする政策がある。すなわち、日本連盟は、「ソフトテニスの発展のため国際普及活動に力を注いでおり、韓国・中華台北と共に、東南アジア等への普及も積極的に行っている」。他方で、海外では「テニス」といえばシングルスが「花形」というイメージがあり、そのために、ソフトテニスの国際化の振興と国際大会で好成績を収めるためには、シングルスの強化が重要であるとの認識がなされていた。その結果、シングルスを中心とする大量の競技者が、シングルス戦への出場を余儀なくされた。そして、そうした競技者の一部は、上述した東日本学生ソフトテニス大会の特殊性もあいまって、「本気で戦うだけの意味がない大会」という感覚を有したまま、出場することとなった。

なお、東日本学連に照会したところ、加盟各大学に対してその所属選手をシングルス選手権大会に参加(エントリー)することを要求及至奨励させた事実はないとのことである。

日本学連についても、同様に要求及至奨励させた事実はない。

9 本件大会に、貴連盟及び東日本学連の役員で当日参加及至臨席した役員名と役職、当日の担当・遂行した職務を報告されたい。

特に、当日の優勝者は、当連盟における調査において、表彰式が執行される以前に不正試合を行った事実を大会競技委員長に申告したうえで優勝者として表彰された旨を陳述している。

この事実を東日本学連及び日本学連は調査しているのか、調査していればその結果。について及び不正試合の申告があったにもかかわらず表彰式が施行された事実に対する貴学連及び東日本学連の見解と取られた処置を回答されたい。

東日本学連については、大会会長欠席、主管者である副会長が臨席した。

大会会期中、副会長は6月29日から30日に現地に滞在し、30日の表彰式前に所用で帰宅された。

その他の役員については、7に記載の通りである。日本学連の役員の臨席はなかった。

なお、日本学連の調査においては、本大会において優勝者として表彰された者は、本大会の表彰式が執行された後に不正試合を行った事実を申告したと話している。

第2 不正試合判明後の処置について

- 1 当連盟が不正試合の関係選手から聴取した事情によると、多数の選手が、
「日本連盟の会議室で行われた聴聞会では、選手一人が10人以上の質問者の前に座らされて、一方的に質問に答えさせられ、選手からの事情を説明する機会は全くなかった」
「パワハラで何も言えなかった」
との陳述をしており、その中には同日の「聴聞」は当連盟が関係しているものと誤解していた選手もいた。この事実について下記の各事項につき回答されたい。
貴学連又は貴学連及び東日本学連が、本年7月に当連盟会議室に於いて本件不正試合に関して不正試合関連の被疑選手を呼び出して尋問する等の活動をされたと推定する事実が認められている。
- A
- 1 当連盟会議室の使用について、使用許可願いを提出したか否か。
提出したとすれば提出年月日及び当連盟の受付者の氏名。
 - 2 会議室使用願に記載した（明示した）使用者（団体）名および代表者（責任者）。
 - 3 会議室使用許可願に表示した使用目的
 - 4 会議室使用許可を与えた年月日及び許可者の氏名。

1については、使用許可願いを申請している。申請年月日は2019年7月18日であり、受付者は日本連盟の事務局職員である。

2、3については、使用者団体名は「日本学生ソフトテニス連盟」であり、使用目的は理事会である。当時においては、インカレの開催が迫っている中、聴聞のための特別調査委員会の設置が時間的に間に合わないという状況の下、学連の理事会において聴聞を行った次第であった。代表者については、理事会の代表者である日本学連会長である。

4については日本連盟の内部のことであるため、日本学連として詳細については承知していないが、日本連盟の会議室において日本学連の理事会を開催する際、これまで履践してきた手続と何ら変わらない手続を経て、通常通り理事会を開催したものと理解している。

- B 上記聴取及至尋問行為に参加して入室した者の氏名及び呼び出されて聴取及至尋問を受けた選手の氏名。
- C 聴聞及至尋問を受けた選手に対して、質問・尋問に対する返答が、「インカレ出場禁止」の処分を含む「処分の理由」になることを告知したか否か。告知したとすればその時間（呼び出し日以前、当日入室前、当日入室後質問・尋問開始前）。
- D 返答するか、返答を保留し、或いは返答をしなくても良いことの告知の有無。
- E 同日上記会議室を使用した団体が同会議室で行った活動の内容（項目で可）

Bについては第1、3Aの通りである。C、Dについては聴聞の開始前に告知した。Eについては、理事会としての通常の活動の他、上記聴聞を行い、その上で本件暫定処分につき審議し、決定した。

2 当連盟が、選手等から事情を聴取したところによると、多数の選手が「今回発覚した手法による不正試合を意図して対戦組み合わせ表（ドロー）を作成した者が最も責任が重いはずの者たち及び他にも同じような方法で不正試合をしている者があるのに処分されず、自分たちだけが処分されたのは不公平である」旨の意見を述べている。

今回東日本学連及び日本学連が本件不正試合事件について執った処置は、「暫定処置」「暫定処分」と称しているものの、その実態は本案件による処置・処分が無ければ2019年度のインカレに出場資格のあった選手にとっては、その出場の権利を奪うものであり、「暫定処置」の範囲を超えて「懲罰の実質を有する処分」であると見られる。

不正試合を行った責任として、ドロー作成者、その他調査漏れ及至調査未了者、関東学連主催大会において同種の手法による不正試合関与があることは予想されていたことである。

然るに本件大会の不正試合について調査途中で発覚した選手のみ処分することは重大な不公平が生ずることが明白でありながら、敢えて一部選手を「暫定処置」、「暫定処分」とした理由。

上述したように、「日本学生ソフトテニス連盟大会規定」20条において「本大会規定により解決できない事態が発生した場合は、理事会で協議し決定する。」との定めがあることを前提に、本大会において不正試合を行った可能性がある者が（日本学連主催による）インカレに出場してしまうという「本大会規定により解決できない事態」に直面した日本学連の理事会は、2019年7月28日に、その段階において関与が疑われる競技者に対して日本連盟会議室において聴取を行った。そして、そこで明らかになった不正行為については、それが実際に行われたのであれば、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神に明らかに反するものであると言わざるを得ず、関与した対象選手に何らかの処分が課されることが十分に予測できた。そのため、インカレが控えているという状況の下、もしも後になって最終処分が確定し、その違反登録会員の資格・出場が遡って停止された場合、既に行われた競技大会の結果等に多大な影響が生じ、大きな混乱が発生することを防止する必要があるため、これらの者に日本学連主催の競技会への出場停止の暫定処分を課すことを、上記大会規定20条の他、学連規約18条7項5号に基づく権限の下、公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程5条4号または5号を準用する形で、理事会として決定した。

かかる決定は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程5条において、「フェアプレーの精神に明らかに反し」「本連盟の登録会員として品位を汚し、また著しく本連盟または加盟団体の名誉を傷つけた」「違反登録会員に対する罰則」は、日本連盟「理事会の決定」によることを前提としている、すなわち、対象選手の最終処分に関しては日本連盟の理事会の判断に任されることを前提としており、あくまで「暫定処分」として課されているものである。

なお、同年7月28日の理事会における聴聞の段階では、不正試合と「ドロー会」との関係の詳細は明らかになっていなかった。そのため、「ドロー」の作成に関与しただけの者は、インカレに出場する可能性があったとしても、本件暫定処分の対象とすることはできなかった（もっとも、上述のように、その後の不正試合の実態解明・原因究明・再発防止策のためのヒアリングにおいては、「ドロー」作成に関与しただけの者も対象とされている）。

もともと、同年 9 月 30 日に日本学連のホームページに公表された（特別調査委員会の答申と同内容の）理事会決定において示したように、「暫定処分に服した期間を控除すると、これ以上の出場停止を最終処分として求める必要はない」と考えており、その限りにおいて暫定処分と最終処分に同質性を見出すことができるのは確かである。逆に言えば、（その当時において詳細が判明していなかったために）暫定処分の対象とならなかった競技者で、不正試合との関係で責任が問われるべき者については、暫定処分に服した期間が控除されることなく最終処分が下されるべきであるということになり、そのことによって指摘の不公平は払拭されるということになる。

3 東日本学連及び日本学連が、本件不正試合の発覚に伴ってその関与した選手に行った「暫定処置」及び「暫定処分」を決定した権限とその根拠、決定機関とその構成員の氏名及び役職。

東日本学連に照会したところ、第 1、5 に記載の通り、東日本学連として「暫定処置」や「暫定処分」は行っていないとのことである。

日本学連は、上述のように、「日本学生ソフトテニス連盟大会規定」20 条、学連規約 18 条 7 項 5 号に基づく権限の下、公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程 5 条 4 号または 5 号を準用する形で、理事会として決定した。

決定機関である理事会の構成員については、別紙 4 の通りである。

4 貴学連の報告書等文書には、本件につき選手に対してとった処分・処置につき「暫定処分」と「暫定処置」の 2 種類の表示がある。その異同と使い分けの理由。

また、暫定処置・暫定処分に際して、「最終処分が確定するまで」との記載がある文書があったとのことであるが、「最終処分があるまで」とは、暫定処分を受けた選手に更に最終処分を加える可能性が含まれ、また最終処分がなされるまで効力を有することになる。

「暫定処置」及び「暫定処分」の内容は、「令和元年（2019 年）のインカレ出場禁止」である。この「最終処分がなされるまで」の期間の指定は如何なる意味があるのか。その意味を選手に理解できるように説明しているのか。回答されたい。

「暫定処置」なる用語を使用した記述があるとすれば、「暫定処分」の誤記である。

なお、一般的に、暫定処分は最終処分が下されるまでの暫定的なものであり、最終処分が下されれば自動的にその効力を失うと考えられている。したがって、本件暫定処分についても、（インカレの開催前も含めて）日本連盟から最終処分が下されれば、その時点で効力を失うことになる。「最終処分が確定するまで」とは、その趣旨である。

5 本件不正試合案件につき、東日本学連及び日本学連が当該選手に行った処置・処分は、選手個人に対して不利益な処分であるにも拘わらず、その主文、理由（処分者の権限を含む）、暫定処置の効力と最終処分の説明、更に被処分者に異存のある時の異議主張方法を、文書で通達しなかった理由

東日本学連のした失格処分については、大会要項のシングルス選手権のルール違反であること、対象者の氏名、所属、事実および主文を記載した。7月20付で（個人名を除いて）日本学連HPに記載されている。

日本学連については、上述のように、かかる暫定処分の内容は、同日に、各大学の部長・監督を通じて、文書をもって対象競技者らに通知された。また、主文、理由（処分者の権限を含む）、暫定処置の効力と最終処分の説明、更に被処分者に異存のある時の異議主張方法については、2019年9月19日の聴聞会に関連して、（自肅の申し出があった者も含めて）あらためて通知されている。さらに、同日付で提出された特別調査委員会報告書を内容とする同年9月20日の理事会決定は、同年9月30日には日本学連のホームページにおいても公表されているが、そこにおいても上記内容は明示されている。

6 東日本学連及び日本学連の上記の「暫定処置」、「暫定処分」は「解除された」との情報があるが、「暫定処置」「暫定処分」は解除したか否か。解除したとすればこれを決定した組織とその機関権限（これは「東日本学連の処置」を日本学連の「決定」で「解除」出来るか否かの問題です）とその年月日及び理由、選手に通達した内容と方法。

東日本学連が「暫定処置」「暫定処分」をしていないことは前述の通りである。

日本学連の「暫定処分」については、上述のように、2019年9月20日に日本学連の理事会によって解除されている。上述したように、暫定処分の決定自体が、「日本学生ソフトテニス連盟大会規定」20条、学連規約18条7項5号に基づく権限の下、理事会として決定されており、そうであるが故に、暫定処分の解除の権限についても同様であるといえる。

理由としては、以下の通りである。すなわち、「本大会において問題となっている不正行為については、それが実際に行われたのであるとすれば、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神に明らかに反するものであると言わざるを得ず、関与した対象選手に何らかの処分が課されることが十分に予測できるものであった。したがって、不正行為が発覚した時点のすぐ後に、さらなる競技会が控えているという状況の下、当該競技会に与え得る混乱等に鑑みて、学連が対象選手に対して出場停止の暫定処分を課したことには十分な理由があると言える。問題は、この暫定処分の効力をいつまで維持すべきかである。この点、2019年9月19日に開催された聴聞会における対象選手等からの弁明の内容、及び、それ以前に集められた証言その他の証拠を勘案する限り、本大会においてなされてしまった不正行為に関しては、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神に明らかに反するものであるものの、他方で、学生の悪ふざけに端を発したものであり、著しい悪質性のあるものではなかった」。そして、「アンチ・ドーピング規則違反行為に対してなされる出場停止処分についての先例等に鑑みると、著しい悪質性があるわけではない本件については、2019年9月19日現在の段階で、出場停止の暫定処分の期間としては十分な長さになって」というものである。

なお、かかる暫定処分の解除は、各大学の部長・監督を通じて文書をもって対象競技者らに通知されており、同年9月30日には日本学連のホームページにおいても公表されている。

7 当連盟が選手等から聴取したところによると、日本学連は、本年9月19日に不正試合に関連したと認定した選手を集め、何らかの活動をされたとの陳述があるが、同日の活動の内容を説明されたい。なお、貴連盟は当連盟に同日付のパソコンで印書した書面を複写した「誓約書」なる文書に不正試合に関与したと認定されている選手名の手書きした文書を提出されたが、これは如何なる目的で提出されたのであるか回答されたい。

当連盟の事情聴取の際に選手等に質問したところ、各書面の自己の氏名欄と捺印は、それぞれ自書し自身で捺印したものであることを認めたが、印刷された文書部分についてその内容を全て記憶している選手は存在せず、一方日本学連の処分は（処置）については、自己の心境を発信したほぼ全員が不公平であるとの趣旨の不満を述べていた。

この事実について、日本学連と東日本学連は如何に考えるか、回答されたい。

上述したように、日本学連の理事会は、暫定処分の効力がいつまで維持されるべきかにつき、専門家を含めたチームに調査をさせるべく、8月20日に特別調査委員会を設置した。特別調査委員会は、9月7日付で（複数の連絡方法を用いて）暫定処分の対象者31名（自ら出場自粛している者も含む）に対し、9月19日にあらためての聴聞会を開催し、あらためて聴聞・弁明の機会を与えた上で（暫定処分に関しては、その緊急性ゆえに、聴聞・弁明の機会が処分の後、事後的に設けられることも許容されている（日本アンチ・ドーピング規程7.9.3項参照）、暫定処分の解除時期を決定する旨を連絡した。その結果、9月19日には（自らの事情により欠席した1名を除く）30名がかかる聴聞会に出席して様々に弁明を行った（その際、終了時間は設けられなかった）。

かかる弁明をも参考にして、特別調査委員会は、同日中に会合を開催し、暫定処分の解除時期について、同日の後に開催される最も早い理事会における決定をもって解除されるべきである旨の答申を作成し、同日に理事会に提出した。そして、翌日の9月20日に開催された理事会において、暫定処分の解除が決定されるに至った。

なお、暫定処分の際に準用された公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程6条によれば、「罰則処分を受けたプレーヤー」が活動を復活させるにあたっては、再び本規程に違反する恐れがないことを認める「当該プレーヤーの所属する加盟団体長の認定書」と違反行為をしない旨の「誓約書」の提出が必要とされている。そこで、各対象競技者に「誓約書」の提出を依頼したところ、（聴聞会を欠席した1名をも含む）31名全員からかかる「誓約書」の提出がなされた（その上で日本学連の会長は上記「認定書」を日本連盟に提出している）。

その際、「誓約書」の提出については各自の自由であり、提出の意思がある場合であっても、どのような内容でどのようなタイミングで提出するかも各自の自由である旨は、当該聴聞会の場において、特別調査委員会の委員長から参加者全てに伝えられている。そうしたところ、「誓約書」の文面のイメージが掴めないとの要望があったため、一例として、「令和元（2019）年6月30日に千葉県白子町テニスコートで開催された第62回東日本学生ソフトテニス大会シングルス選手権において、不正試合に関与

したことを謝罪するとともに、今後は、競技規則とスポーツマンシップに則りフェアプレイに徹することをここに誓います。」との文言を伝え、さらに、書面で欲しいとの要望もあったため、同内容の書面を作成し、希望者に渡した。そうしたところ、かかる書面を用いて公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程 6 条が求める「誓約書」を提出した者がいたという次第である。

なお、同書面については、希望者には複数渡しており、自らの備忘のために持ち帰った者もいると考えられ、しかも、短い文章にすぎない同書面を書き写す時間も十分に与えられていたため、「印刷された文書部分についてその内容を全て記憶している選手は存在せず」という点にはわかには信じがたい。

また、「誓約書」の提出に至るまでの聴聞の場において、不正試合に関与した事実を否定した者は一人もおらず、また、「不正試合に関与したことを謝罪する」ことを否定した者も、「今後は、競技規則とスポーツマンシップに則りフェアプレイに徹する」ことを否定した者も、一人もいなかった。その意味においても、「誓約書」の提出の点で「自己の心境を発信したほぼ全員が不公平である」という点については、わかには信じがたい。

なお、「日本学連の処分」につき「不公平」な結論が生じるとの不満が全く表明されなかったわけではない。しかしそれは、本件暫定処分の対象となった 31 名の競技者（自ら出場自粛した者も含む）以外に、本大会において不正試合に関与した競技者がおり、しかも、インカレに出場していたという事実との関係であり、そうした者が見逃されることとの関係でであった。

第 3 日本学連及び東日本学連の組織について

- 1 日本学連及び東日本学連の基本規約（定款相当）及び組織及び各役員を選出方法（自主的に本件の事情を申述した監督及び外部からの投書によると、本件の発生と処分について、日本学連及び東日本学連の組織の機能の活動に欠陥の指摘あり）。

東日本学連、日本学連の組織及び各役員を選出方法については、各規約の定めに基づいている。（東日本学連「規約」第 4 章役員（第 10 条ないし第 13 条）、日本学連「規約」第 4 章役員（第 12 条ないし第 15 条））。

- 2 当連盟が、被処分選手等に確認したところ、選手等は、日本学連・東日本学連の運営について如何に為されているか全く答えられなかった。何れも全く知らなかった模様である。
両学連の主権者と学生選手との関係の実態が如何なる実情にあるのか回答されたい。

日本学連の運営については、規約の定めに従って運営されている。その詳細につき、全ての学生選手が十分に知悉しているとは言い難いのは確かであり、運営に関する学生役員と、競技にのみ集中して運営に興味を示さない学生選手との間において、乖離があるともいえる。「学生役員たちは、精一杯、大会運営に力を注いでおり、その苦勞、また各大会の運営の大変さが、同じく学生である選手には伝わっていないのが残念に思う」「学連の役割は、基本的には、参加大学を取りまとめて大会を運営するものと理解され、大学部活動の一環として、選手個人個人のマナーや試合に臨む姿勢は大学部や指導者・監督の指導的役割に頼るところが大きい。今後は、大会運営にあたって各大学の監督方に協力を仰ぐ必要

があるかと思う」、との所見も、ボランティアである社会人役員から述べられた。

今後は、各学生役員や各大学に要請し、全ての学生選手が、競技のみならず、日本学連の運営についても十分に知見を有するように働きかけたい。

東日本学連についても、同様である。

3 日本学連及び東日本学連における

「日本学連・東日本学連—大学—監督—選手」の関係

(特に、本件の処置・処分が被処分選手個人に通達されていないことに鑑み、日本学連ではこの問題をどのように解しているのか、その根拠)

日本学連については、大学は、日本学連の団体会員である。また、選手は、日本学連の個人会員でもあるが、他方で、団体会員のソフトテニス部に所属する部員でもある。そして、監督は、大学から委嘱されることにより、選手の管理・指導を日常的に行っている。また東日本学連は日本学連に所属し、東日本支部を兼ね、協調して事業を行う団体である。

このような関係にあるため、選手に対しての重要な連絡事項は、大学ソフトテニス部の責任者である部長と、選手を日常的に指導している監督を経由して、選手への連絡するようにして欲しいとの多くの要望があり、その要望を受ける形でかかる手続により連絡している。

4 当連盟が被処分選手に事情を聴取したところでは、シングルの選手権大会については、何れもフェア・プレーの精神に則り全力を尽くして競技する意思が欠乏している事実が認められる。

更に、貴学連の資料中にもみられるが、「遊びの気持ちで」或いは「(不正試合を) 軽い遊びの気持ちで楽しんでいた」との事実を平然と述べている。社会的に、法律・規則に違反することを楽しむ性癖は、何らかの事情でやむを得ず法規に違反する者に比して遥かに違法性が強いと見られている。また、不正試合の審判についても、「審判台に上がっている時に、上学年の選手がダブルスを組んでテニス・コートに入ってきたら何も言えず審判をした」「上学年の選手に審判をすることを求められたから逆らえなかった」等の事情を陳述し、「日本学連の聴取にはこうした事情を話す機会は無かった」旨陳述して、スポーツ・プレイヤーとして最も初歩的な「ルールを忠実に守ること」、「審判の権限と義務」、「審判の神聖」の重要性さえ認識していない選手が多い事実が明らかになった。

これらの事実を照らすと、日本学連及び東日本学連の運営は、この点に就いて、どのように判断をしているのか。また今後の如何に対応するか、について回答されたい。

日本学連としては、日本連盟による上記の指摘のように、一部の競技者に上記のような問題があったことは否定できないと考えている。そうであるが故に、日本連盟から一定の重さの最終処分があることを予想して、本件暫定処分を下した。

もっとも、暫定処分の長期化により過度の不利益が発生しないように、上述のように、専門家による特別調査委員会を設置し、専門家によるあらためての聴聞会を経た上で、暫定処分の解除を決定

した。また、その際に、最終処分が下されたとしても、暫定処分に服した期間を控除すると、これ以上の出場停止を最終処分として求める必要はないとの所感を示した。

他方でその際、実際には不正行為に関与したにもかかわらず、現時点においていまだ発覚していないことから暫定処分に服していなかった選手がいるとすれば、その者については控除されるべき期間がない以上、別途、今回の暫定処分と同程度の出場停止期間をともなった最終処分が、日本連盟により下されるべきことを述べたのは、日本連盟による指摘のような問題が一部の競技者にあるとまさに考えたからであった。

幸いにも、今回の暫定処分の結果、その対象となった競技者については、不正試合に関与したことを謝罪するとともに、今後は競技規則とスポーツマンシップに則りフェアプレイに徹することを誓っており、二度とこのような問題を犯さないものと考えられる。

なお、一部の競技者にこのような誤った意識を持たせないようにするには、競技者たちをとりまく外部環境についても改善する必要がある。その改善点については、以下のように考えている。

(1) 東日本学生ソフトテニス大会のあり方の再検討

第一に、(少なくとも)この数年において東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会において不正試合の発生が常態化してしまった理由の一つに、少なからぬ競技者が同大会、特にそのシングルス戦を、「本気で戦うだけの意味がない大会」と感じていたという点にあった。すなわち、全日本学生東西対抗戦も開催されなくなった現在、同大会が他の主要競技大会には繋がらない重要度の低い大会とみなされてしまっている点に、一つの問題があったのである。

何らかのインセンティブがなければ「本気で戦うだけの意味がない」と断じてしまうこと自体、そのことがスポーツマンシップに反する。しかし、人間という存在が感情に左右されるものである以上、競技大会の活性化のために競技者のモチベーションを高めるように様々な工夫をこらすことは、企画・運営者側の責任であるともいえよう。

東日本学生ソフトテニス大会のあり方は、再検討されてしかるべきである。

(2) シングルス戦の位置付けの再検討

第二に、ほとんどの競技者がダブルスを専門にしており、シングルスを専門としていないという現状があるにもかかわらず、東日本学生ソフトテニス大会では、団体戦、シングルス戦、ダブルス戦の順番で試合が組まれることによって、ダブルスを専門とする多くの競技者が団体戦終了後にダブルス戦に出場するには、シングルス戦が終了するのを会場で待つしかないという状況に置かれていた。そしてその上で、「会場にいるのであるから、ダブルスを専門とする競技者であったとしても、シングルス戦にも出場するように」といった強い働きかけが指導者等によりなされていた。すなわち、本当は出場したくないシングルス戦に出場を強いられる競技者が非常に多く存在していたことが、不正試合の原因の一つとなっていた。

そうであるならば、東日本学生ソフトテニス大会においても、(インカレと同様に)団体戦、ダブルス戦、シングルス戦の順番で試合を組むこと等により、シングルス戦に出場したくない競技者が不本意に会場に残らざるを得ないような状態を作出しないように、工夫がなされるべきである。

(3) 国際化振興・シングルス強化のための手法の再検討

第三に、シングルス戦に出場したくない競技者に出場を強いるような状況が不正試合の原因の一つとなっていたことについては上述したが、その背景にある近時における日本連盟のシングルス強化策、さらには、その背後にあるソフトテニスの国際化を振興しようとする政策の存在についても無視はできない。

もちろん、ソフトテニスの国際化を振興すること自体は素晴らしいことであり、また、その際に、海外では「テニス」といえばシングルスというイメージがあることを前提に、国際化振興のためにシングルス強化という政策をとることにも問題はない。

しかし、その目的を達成するための手法として、シングルスを専門としない競技者に、本当は出場したくないにもかかわらず、シングルス戦への出場を強いてしまうようなことがなされるとすれば、その手法それ自体が問題である。

国際化振興、シングルス強化という政策自体には問題はないが、そのための手法については再検討が必要であると考ええる。

(4) 現場における「大人」の存在を可能にする方法の再検討

第四に、白子町の会場については、センターコート以外のコートが様々な場所に散在しており、また、各大学の監督やコーチのほとんどが団体戦の後には会場を後にしているという状況の下、センターコート以外のコートにおいては、監督やコーチといった「大人」の目が届かないという状況となっていた。このことも、不正試合発生の常態化の原因となっていた。

会場については、大量の試合を一度に開催する必要がある以上、他に選択肢がない場合が生じることに仕方がない面がある。しかし、学生を対象とする競技大会において、その現場に監督やコーチといった「大人」の目が無くなってしまふことには、一定の問題があろう。

もちろん、ソフトテニスにおける監督やコーチのほとんどが日常においては別に職業を有しており、(休日に開催されることが多い団体戦については別段) 平日に開催されることが多いシングルス戦やダブルス戦について、仕事の関係で現場に残り続けることが現実には難しいという事情も理解できる。また、学生の「自律」という観点からも、「大人」が過剰に干渉することは控えてしかるべきであるとの考慮もあろう。

しかし、全く「大人」の目が届いていないということであれば、それは「放置」と評価されざるを得ない。複数の大学の監督やコーチの間で話し合い、現場に残る者を交代で決める、OB・OGを活用するなど、大会中の会場における「大人」の存在を可能にする方法については、工夫する。

(5) ドロー会での編成からの恣意性の排除

第五に、不正試合の原因としてさらに指摘されるべきは、上述した「ドロー会」での恣意的な編成であった。

そもそも、このような局面における「ドロー (draw)」の英語における本来的な意味は「くじを引く」である。すなわち、言葉の本来的な意味からは、機械的なくじ引きで対戦組み合わせにつき公平・公正に編成がなされるべきことを意味している。そうであるにもかかわらず、「盛り上げる」ために恣意的な編成をすることは、組織名の本来的な意味から乖離した行為であるだけでなく、今回の不正試合の発生という問題を抜きにしたとしても、公平・公正な大会運営を妨げかねない行為であるといえる。

「ドロー会」での編成から、恣意性は徹底的に排除する。

(6) 「外部者」の目を導入することの検討

最後に、ルールの軽視を生み出しかねない、ソフトテニスに特有な閉鎖的で過度に日本的な体質についても、改善の必要がある。

いかに「場の空気」が「盛り上がった」としても、それがルールに違反するものになるのであれば、「場の空気」に遠慮することなく躊躇せずに反対する。そのような「健全」な「外部者」の視点が、現在のソフトテニスの業界には必要であるように思われる。

日本学連、さらには日本連盟のガバナンス体制において、ソフトテニスの経験者であるか否か、日本人であるか・日本で生まれ育った者であるか否かに拘ることなく、内部者とは異なる視点を有する一定数の「外部者」をあえて組織に取り込むように試みるなど、その体質の改善についても検討する。

以 上